

高崎市公告第150号

令和7年4月21日付け高崎市公告第75号により公告した高崎農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係わる意見のある市民は、縦覧期間内に書面をもって意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域にある土地の所有者、またはその他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年9月16日（注：縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内）までに市にこれを申し出ることができる。

令和7年8月1日

高崎市長 富岡 賢治



1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間

自 令和7年8月2日

至 令和7年9月1日（公告年月日の翌日から起算して30日目）

2 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧場所

高崎市役所 農政部 農林課	高崎市高松町35番地1
倉渕支所 農林建設課	高崎市倉渕町三ノ倉303番地
箕郷支所 産業課	高崎市箕郷町西明屋702番地4
群馬支所 産業課	高崎市足門町1658番地
榛名支所 産業観光課	高崎市下室田町900番地1
吉井支所 産業課	高崎市吉井町吉井川371番地

3 異議申し立て及び意見書提出先

農林課又は異議申し立ておよび意見提出をしようとしている農地のある支所農林建設課、産業課、産業観光課